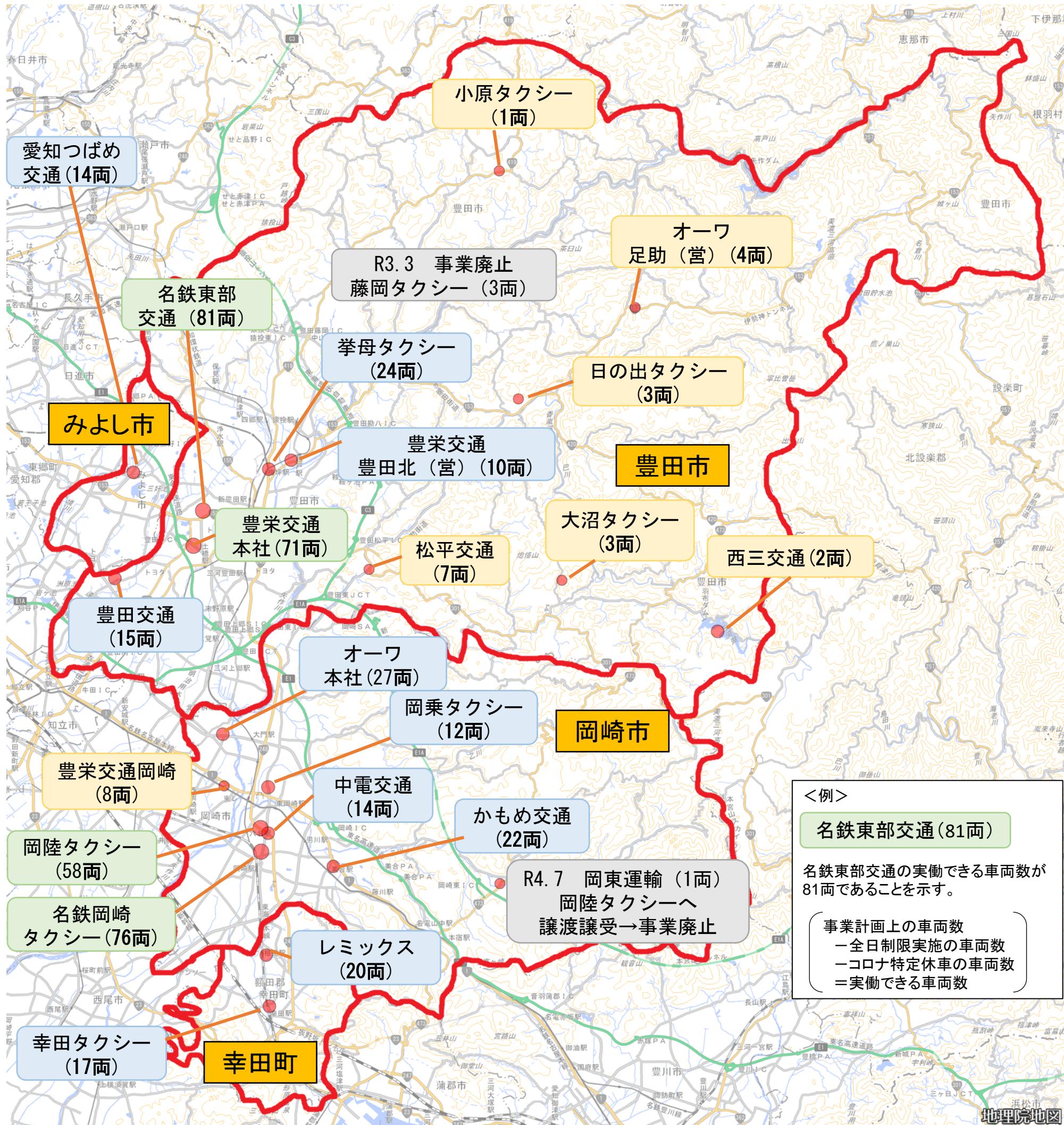


営業所ごとの車両数について

「準特定地域における営業方法の全日制限」による車両の抹消や「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」の制度の活用により、事業計画上の車両数と実際に稼働できる車両数が異なっています。営業所毎の稼働可能車両数は以下のとおりです。



<例>
名鉄東部交通 (81両)
 名鉄東部交通の実働できる車両数が81両であることを示す。
 (事業計画上の車両数
 - 全日制限実施の車両数
 - コロナ特定休車の車両数
 = 実働できる車両数)

[車両数等については、R5. 2. 15時点のもの]